

意図的な情報の隠蔽、虚偽情報の提供等の
不正行為への対処に関する規則

制 定：2025年 2月 1日

一般財団法人 日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目 次

1. 適用	1
2. 引用文書	1
3. 用語の定義	1
3. 1 不正行為	1
4. 登録者の責務、及び当センターの役割	1
4. 1 登録者の責務	1
4. 2 当センターの役割	1
付則	2
制定・改定履歴	2

意図的な情報の隠蔽、虚偽情報の提供等の不正行為への対処に関する規則

1. 適用

当規則は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという）及び当センターが認定されている範囲において当センターによってマネジメントシステム審査員として評価・登録された者（以下、登録者という）が、認定又は認証の意図的な違反につながる不正行為に適切に対処するために実施しなければならない事項について定める。

2. 引用文書

- ・ JAB 203 「不正行為への対処に関する手順」 公益財団法人日本適合性認定協会
- ・ JIP-IMAC120 「マネジメントシステム認証に関する基本的な考え方—不正行為を行っていた事実が判明した被認証組織に対する認証機関による処置」 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
- ・ IAF MD 7 制裁措置の整合性及び不正行為への対処に関する IAF 基準文書
- ・ IAF ID 15 不正行為への対処に関する IAF 参考文書

3. 用語の定義

3. 1 不正行為

この文書における「不正行為」とは、「認定又は認証の規則の意図的な違反につながる、関連する利害関係者への意図的な不実表示、情報の隠蔽、虚偽の情報の提供」を指す。

4. 登録者の責務、及び当センターの役割

4. 1 登録者の責務

- ・ 登録者は、自身の行動において不正行為が認められた場合には、その事例を遅滞なく当センターに申し立てること。
- ・ 登録者は、自身の行動における不正行為に対して適切な処置を講じること。
- ・ 登録者は、自身の行動における不正行為に関して、当センターから調査依頼等があった場合、それに協力すること。

4. 2 当センターの役割

- ・ 当センターは、登録者の不正行為に関する申立て（第三者からの申立てを含む）を受け付ける。
- ・ 当センターは、当センター又は登録者による不正行為を認知した場合、その事例を当センターが認定された認定機関（以下、認定機関という）に通知する。
- ・ 当センターは、当センター又は登録者による不正行為についての信頼できる申立てを調査する。また、調査に関して認定機関に協力する。
- ・ 当センターは、登録者の不正行為に対して登録者が行った処置を検証し、その結果及び当センターが実施した処置を認定機関に報告する。

- ・当センターは、登録者の不正行為の内容を精査し、認証の判定に重大な影響を与えるような不正行為があったと判断された場合は、当該認証の一時停止又は取消し等の処置を適時に行う。認証を取り消した場合には、当該の登録番号が取り消されて無効であることを、認証取消後1年間、公表する。
- ・当センターは、不正行為によって認証を取り消された登録者、及び不正行為によって他の要員認証機関で認証を取り消された者に対しては、認証申請を受理しない。

付則

この規則は、2025年2月1日から施行する。

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2025年2月1日	新規制定